

今回、東京都におきまして新たに特殊疾病二種類が認定追加となりましたので、当市といたしましても、都の疾病の種類に準拠いたしましたして福祉手当を支給しておりますので、その二種類を追加し対象者に手当を支給するため改正条例を提案いたしました次第でございます。

内容につきまして御説明申し上げます。

別表中「脳泡性乾癬」の次に、新たに「ミオトニー症候群」と「広範脊柱管狭窄症」を加えるもので、この二種類を合わせますと種類は四十四になります。

今回追加となります疾病の内容につきましては、ミオトニー症候群は、手を強く握った場合になかなか手が開かないなどの収縮した筋が弛緩するのに時間がかかり、筋がこわばる病気であり、筋の萎縮及び筋力低下、歩行障害を来すなどの病状で、男女とも侵される慢性に進行する疾病でございます。また広範脊柱管狭窄症については、主として四肢の痛み、しびれ、筋力低下、運動障害、腰痛などの病状で、これらの症状は増悪、軽快を繰り返し、全体としては悪化していく疾病でございます。

また御参考までに申し上げますと、本条例に基づく特殊疾病患者は当市といたしましては十二月一日現在で八十五名となっております。

附則につきまして、この条例は、昭和六十四年一月一日から施行しようとするものでございます。

以上、大変雑駁な説明でございますが、慎重御審議を賜りまして原案どおり御決定くださいますようお願い申し上げます。以上、説明を終わらせていただきます。

○議長（村尾栄次君） 以上で提案理由の説明は終わりました。

これより本案に対する質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村尾栄次君） 以上で質疑を終わります。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第七十号は、厚生委員会に付託したいと思いますが、御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村尾栄次君） 御異議なしと認めます。よって議案第七十号は、厚生委員会に付託することに決定いたしました。

○議長（村尾栄次君） 日程第十議案第七十一号福生市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

（市民部長 小野光朗君登壇）

○市民部長（小野光朗君） 御指名をいただきましたので、議案第七十一号福生市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例につきまして御説明申し上げます。

まず提案理由でございますが、一般世帯のし尿のくみ取りにつきましては、現在、無料となっておりますが、下水道の整備及び普及に伴い、下水道使用世帯と同様、し尿のくみ取り世帯につきましても処理手数料を有料化しようとするものであります。また、あわせまして事業所等のし尿処理手数料の額を改めようとするものでございます。

次に、その内容につきまして御説明申し上げます。

第八条第一項第二号（一）につきましては、し尿の手数料のうち事業活動及び不特定多数のものが使用する便所、三十六リットルにつき二百二十円を四百円に、十八リットルにつき百十円を二百円にと改めようとするものでございます。

次に、新たに第八条第一項第二号に（二）を加えまして、ここでは一般世帯が使用する便所のし尿手数料につきましては、収集回数一回につき、五百円と世帯員の人数に二百円を乗じて得た額との合算額としようとするものでございます。また、当月に一回を超えて収集するときは、その超える一回につきまして五百円を合算いたすものでございます。

なお附則におきまして、この条例の施行を六十四年四月一日と定めようとするものでございます。

経過措置といたしまして、処理区域の公示及び供用開始の公示をされていません、例えば南田園三丁目的一部、これは秋川市から合併されたようなところでございまして、の下水道につきましては、下水道法で公示された日から三

年を経過した日の属する年度の末日までは、なお従前どおりといたすものでございます。

以上、大変雑駁な説明でございますが、慎重御審議賜りまして原案どおり御可決くださいますようお願い申し上げます。

○議長（村尾栄次君） 以上で提案理由の説明は終わりました。

大分質問が多いようでございますので、一時まで休憩いたします。

午前十一時五十三分 休憩

午後一時

開議

○副議長（宮沢良一君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

これより本案に対する質疑を行います。

○十三番（遠藤洋一君） 二つほど質問します。

厚生委員会で多分付託ということになって丁寧に議案審議なさると思いますけれども、簡単なことだけ伺っておきたいんですが、提案理由の説明の中で、そのし尿に関しては下水道と同様に処理費を有料化するのであるという御説明でした。この金額ですね、一回五百円で世帯人数二百円乗じるということの基本的な、何というのかな、算定の根拠というんですか、こういうふうにかねますというふうなことにについてちょっと伺っておきたいんですね。

それと、それと、これに關しましては有料化の話しというのは今までの形で聞いてはいるんですけども、実際に、例えばこれ五百円と世帯人数でしたら、例えば四大家族だと人数の二百円乗じですから、ここが四人で八百円になるわけで、それで五百円で千三百円という感じですよ。大体一月に一遍ぐらいというのが大体の常識の線だと思えますけれども、そうしますと、下水道を実際に使用している方、さっきの説明だと千三百人が大体対象だと、決算のときに千百人ぐらいと聞いたんだけど、数字がちょっとずれたかなと思いますけれども、ちょっとそこもついでに言っておいてください。

それで大体一月に四大家族だとどれぐらいですか、下水道料金というのは、使うものなんですか。

それと、そういう計算は難しいかもしれないけれど、実際の家庭の今、市民部内ですね、あるいは建設の方で想定

をしている、やっぱり四人ぐらいの家族のときに、その下水道料金のうちどれぐらいが生活雑排水で、し尿の処理に当たるような水道料金というのはどれぐらいになるか。大体のその前と後の比較をすればわかると思うんですよ。下水道を供用する前と後を比較すると大体下水道に使うような水道料金なり下水道料金というのはわかるでしょ。そうしますと、生活雑排水ではなくて、し尿にかかわるような下水道料金というのはどれぐらいと考えているかということ。そうすると、それがわかると、処理手数料の根拠の一つがわかると思うんですけども、そこをちょっと伺わせてください。

○市民部長（小野光明君） 自席から御答弁申し上げます。多少ちょっとずれるかもしれませんが、もし、ずれましたら、ちょっと御指示いただきたいと思います。

まず、くみ取りのし尿料金の考え方でございますけれども、基本的には、やはり今後やっぱり有料化というのはほとんど減っていくわけでございますね、し尿のくみ取りの件数が。そうしますと、ただ維持経費というふうなものについてはまだちょっと減っていかないという面で、もっとこれからコストがアップになるということがまず前提にございまして、一点目として、下水道とのバランスというふうな問題があると思います。

それから、あと一点目としては、やっぱり下水道とのバランス以上に、やはりよその市で大体どのぐらいのし尿くみ取り料金等についてちょうどいいしているかというふうな問題の二点から勘案されるわけだと思えますけれども、まず、そういう面でございますと、まず一点目として、他市の状況というのをまず申し上げますと、八王子とか立川とかあるわけでございますけれども、ここですと大体こういう、もうちょっと飛びますけれども、し尿の有料化の場合の料金の算定方法として、一回幾らというふうに決める市と、基本料金プラス人数というふうなのがあるわけでございます。ほとんどが大体基本料金プラス人数というふうな、人数を足したもののいうふうな計算が多いわけですよ。そうしますと大体平均千百円ぐらいが一世帯というふうになっております、これは三人家族でございましてけれども、福生ですと平均二・七人と統計上、出ております。そういうふうなことからいって基本料金五百円プラス人数掛ける二百円というのが出てきたわけですね。これがまず一点でございます。

それとあと、これもなかなか下水道の問題は難しいんでございましてけれども、例えば下水道の汚水関係の処理経費というのがございましてけれども、これに占める今回の改定等が今後出るわけでございますけれども、経費の割合とい

とすれば、いいですか、今の大体標準から考えれば二十立米で六百五十円、二十五立米まで九百円、六百五十円から九百円ぐらゐの間というのが同じような条件だけれども、下水道をつないでいるおうちの料金なわけでしょう。それよりも標準家庭だったらもう既に高いんだけれど、これは今の別の数字だから、数字の根拠だから、これと今の数字の根拠が合わない困るわけで、二つの理由を言ったんですから、二つの理由のうちの片方は千五百円、片方は六百円というわけにはいかないですから、二つの理由を言ったんだから同じ値段になってくれなきゃいけないバランスのとりの方とくに、片一方の下水道料金の全然——九百円でよしんばしてもいいですよ。

それで、ちゃんと伺っておきたいのは、じゃあこの九百円のうちに、さっき標準家庭三人用の資料がない、排水量の決める資料がないと言ったけれど、想定する数字はないことはないでしょう、さっきも言ったけれど、下水道をつなぐ前と、つないだ後の水道料金の違いは当然出てくるわけですから、水道料金の想定のもとに下水道料金は出てくるわけでしょう。そうしますと、この人たちがこの千百戸のおうちが、もしもつないだとして、要するにその下水道料金のうち、どれぐらいが尿に関する下水道料金なんだと聞いているわけですよ、九百円のうち、し尿としてし尿処理するでしょ、がらがらがらと、ジャーと流すでしょ、ジャーと流すときの下水道料金というのは、つまり下水道というのは生活雑排水みんなど入っているわけですよ、おふろの水から何か、それと単純に比較されちゃ困るわけですよ。し尿、今実際にし尿をくみ取ってもらっている人は。そういうことをしてないんだから、だから、バランスというならば、そのし尿の幾らかかってくるか、バランスのための数字が欲しいと言っているわけですよ。つまり九百円のうち幾らの下水道のためにし尿処理で使っているお金なのかということですね。

そうするとすぐ差が出ちゃうはずなんです、千五百円、実際に今想定する額との間にね。そこはどうしたって整合性をしないと、実際これは厚生委員会どんな形になるかわかりませんけれども、いずれにしても、やっぱり料金が変わっていく、あるいは無料のものが有料になっていくときには市民の皆さんにやっぱり説明をそれぞれの議員も私たちもしなきゃいけないわけですよ、東京都の方もするけれども、そのときにやっぱり納得できる額で、これであなたのところをやってもつながないから、法令上こういうことになっているから有料化しなきゃいけないとするけれど、しかし、この料金だというふうにちゃんとやってあげるときに、立川が千五百円だから、あなたのところも千五百円だよというふうに言えないんですよ、早い話が。ほかにはちゃんと論拠があるから今回料金払うことになる、決

まったからこう払いなさいということと言わなきゃいけないわけでしょう。賛成、反対別にしても。そのときでもこれではわからないと。

だから今の九百円のうちの一休幾らかし尿に関する、処理に関する費用なのかと。その上でこのバランスというのはどうなのかということの上での質問なんです。二回とも答えてくれないから三回目でせざるを得ない、三回で終わっちゃうんですけれど、こういう数字ですか。（「休憩」と呼ぶ者あり）だって、もうあらかじめこのこと言っておったじゃないか。

○副議長（宮沢良一君） 暫時休憩します。

午後一時十五分

休憩

午後一時二十一分 開議

○副議長（宮沢良一君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

○建設部長（森田 進君） 御質問の趣旨は、水洗化しない場合の水道料金と、水道の使用水量と、水洗化してからの使用水量、その差がどのくらいあるのかと、そういう質問でございますが、大変申しわけありません、手元にちよ

と資料がございませんもので、後ほど一応答弁させていただきます。

○十三番（遠藤洋一君） それで了解しましたけれども、厚生委員会その他でぜひそのところ、今言いましたけれど、他市との関係というところはそうだというふうによくわかったけれど、下水道とのバランスのところでの数字的なものがやっぱりお出しになっていった方が非常に理解しやすいんだらうと思います。その数字はぜひ厚生委員会等々でおやりになりますでしょうか、したいと思います。

○一番（田村正秋君） 一点につきましてちょっと御質問させていただきたいんですが、一般世帯のし尿処理手数料を有料化というようなことなんですが、これはいろいろと問題があると思うんですが、ぜひちょっと聞きたいのは、民生保護を受けている家庭であるとか、やはり仕方なく古い貸し家になくてはいけないというふうな経過がある人があると思うんですよ。生活を守ってあげなくてはいけない立場の人々、そういった人々に対しては、今回の処置ではどのように考えているのか。あるいは身体障害者も結構所得がある人とか、ない人があると思うんですが、その辺に

聞してはどういうふうに考えているのか、ちょっとお伺いします。

○市民部長（小野光朗君） 当然、有料化に伴いまして実態に応じて減免するというふうな事態が出るわけでございますけれども、この場合の減免の内容といたしましては、まず一点として、災害とか病気とかというふうなもので、支払い等に非常に苦勞するということふうなことがあると思います。あるいは台風なんかによって、やはり汚水が流入しちゃったとかというふうな、こういう場合ですね。こういう場合は一応減免になるということで、あとは所得の面からのとらえ方があると思います。

この面におきましては、生活保護法の扶助を受けている者、あとは児童扶養手当を受けている者、支給ですか、それから特別児童扶養手当の支給に関する法律の規定によって、それらの特別児童手当の支給を受けている、こういうふうな方々に対しては減免規定というのは設けておりまして、ですから災害等によるとか、そういうふうな場合による所得の減免というふうな問題と、あとは所得の能力に応じて減免するという二つの規定からの減免規定がございす。以上でございます。

○一番（田村正秋君） これ、どうなるかちょっとわかりませんが、ぜひ、やはり同じ市民ですから、皆さん同じような立場で守れるべき立場の人たちはぜひ守っていただきたいと思います。要望します。終わります。

○副議長（宮沢良一君） 以上で質疑を終わります。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第七十一号は、厚生委員会に付託いたしたいと思いますが、御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○副議長（宮沢良一君） 御異議なしと認めます。よって議案第七十一号は、厚生委員会に付託することに決定いたしました。

~~~~~

○副議長（宮沢良一君） 日程第十一議案第七十二号福生市下水道使用料条例の一部を改正する条例を議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

（建設部長 森田 進君登壇）

○建設部長（森田 進君） 御指名をいただきましたので、議案第七十二号福生市下水道使用料条例の一部を改正する条例の提案理由とその内容につきまして御説明申し上げます。

本市の公共下水道事業は、昭和五十三年六月に多摩川上流処理場の稼働に伴いまして供用開始となったものでございます。現行の使用料の額は、昭和五十七年度に東京都の流域下水道維持管理負担金が改正されたこと等によりまして改正をいたし、現在適用しているところでございます。その後、七年間現行使用料で運用してまいりましたが、その間、供用開始をしている多摩二十七市町中、使用料の額が低額となり、適用年月日も最も古い団体となっております。また国及び都より適正な使用料水準に近づけるよう経営指導が参っております。加えて、福生市の行政改革についての答申の中に、適切な使用料に改正する必要がある旨の答申があり、さらには昭和六十二年の福生市決算監査意見書にも見直しの必要がある旨の指摘をいただいている状況があるわけでございます。これらを総合的に考慮する中で今回改正をお願いしようとするものでございます。

今回、改正をする基準といたしましては、汚水処理に要する経費で、東京都流域下水道維持管理負担金、都に委託となっておりまして使用料徴収経費また管渠の清掃費、調査補修費、汚水処理に係る職員人件費等の維持管理費としてその一〇〇％と、資本費といたしまして汚水に係る元金及び利子償還金の一五％分を使用料に参入することとして改正しようとするものでございます。

使用料の体系といたしましては従前と同様な従量通増料金体系を採用いたし、平均の改定率といたしましては二・七％の引き上げをしようとするものでございます。なお、この改正によりまして一般家庭の影響につきまして申し上げますと、利用者全体軒数のうち約その九六％が一カ月当たり五十立米以下の使用水量となっており、そのうち平均使用水量は二十立米弱でございます。現行での月額使用料は六百五十円でございますが、改正後の月額使用料は七百九十円となり、実績には二・五％の改正でございます。月額百四十円、年額千六百八十円の御負担を新たにお願いますこととなるわけでございます。

続きまして、条例の内容でございますが、別表中、浴場汚水及び備考を除く部分を改正いたそうとするものでござ

います。

別表につきまして御説明を申し上げます。汚水の種別といたしまして、一般汚水で十立米以下の分につきまして、現行二百五十円を一六％アップし二百九十円に、十立方メートルを超え二十立方メートル以下の分を、一立方メートル当たり四十円を二五％アップし五十円に、二十立方メートルを超え五十立方メートル以下の分を、一立方メートル当たり五十円を二〇％アップし六十円に、五十立方メートルを超え百立方メートル以下の分を、一立方メートル当たり六十五円を二三・一％アップし八十円に、百立方メートルを超え二百立方メートル以下の分を、一立方メートル当たり八十円を二五％アップし百円に、二百立方メートルを超え五百立方メートル以下の分を、一立方メートル当たり九十五円を二一・一％アップし百十五円に、五百立方メートルを超え千立方メートル以下の分を、一立方メートル当たり百二十五円を二四％アップして百五十五円に、千立方メートルを超える分につきましては、一立方メートル当たり百五十五円を二二・六％アップし百九十円に、それぞれ改正しようとするものでございます。

次に附則でございますが、第一項では、施行期日を昭和六十四年四月一日といたそうとするものでございます。第二項では、改正後の使用料条例の規定は、施行日以後の使用に係る料金に適用し、施行日前の使用料は従前どおりである旨を規定をいたしました。第三項では、二項の場合において施行日前から施行日後に引き続き使用者の施行日以降、これは四月一日になりますが、四月一日以後、最初に認定をする排出量に係る料金は、当該排出量、これは二カ月分で今検針をしておりますが、これを日々均等に排出したものととして算定をいたそうとするものでございます。以上でございますが、慎重御審議を賜りまして原案どおり御決定くださるようお願い申し上げます、説明といたします。

○副議長（宮沢良一君） 以上で提案理由の説明は終わりました。

これより本案に対する質疑を行います。

○十一番（松山 清君） 幾つかちょっとお聞きしたいんですが、二二・七％平均の改定ということになりますので、これで、そうですね、六十二年度決算が終わりましたので、その数字をもとにちょっと出していただければ一番いいかな。

改定した場合に下水道料金は金額では幾ら増収にひとつなりますか。その点と、先ほど、ちょっとし尿の方との関

連で十立米以下が五千三百三十軒、二十立米までに六千三百八十二、五十までが七千六百五十八というような数字が出ましたので、これひとつ続けてずっとお手元にあると思いますので、千立米までひとつ教えてください。軒数ですね。それが二つ目ですね。

それから、いわゆる先ほども出ました、いわゆる五十立米以下の家庭が全部で一万九千七十軒になるわけですか。すると、ここにかかわる部分では一体どれくらい下水道料の負担増になるのか。その方からいえば、増収になるのか、その金額ですね。それが三点目。

それから、六十二年度の決算ベースでいいわけですが、基地に関係いたしまして、大口の一つの扱いにすれば幾らの金額になって、私が主張している大口扱いというその金額になって、いわゆる今、市がとっている一般家庭とみなした形で個々の扱い、小口扱いをしているわけですが、その場合の金額は幾らになるのか。双方ですね、新しい料金表に当てはめた場合にはどのようなになるのか、その辺のひとつ数字を教えてくださいたいと思います。数字的にはそんなところですよ。

それで、ここで私はやっぱり一言どうしても言っておきたいなと思うのは、やはりこの改定する理由としましては、二十六市との比較とか国、都からの指導を受けているとか、行革審の指摘とか監査報告の指摘とか、ここには、市民を基点にした見方は全く何もないのね、全くないの、もう本当に。下水道料金を七年間据え置いたって別にいいんじゃないの、十年置こうが、福生の誇るべき料金体系だってやったらどうですか、そのぐらいのこと。七年だって八年だっていいですよ、安いものはそういうことですね。全く値上げ改定する理由としては、市民を基点として見た場合の視点は全くないということだけ、これはこの場ですから申し上げていただいております。先ほどの数字を教えてくださいたいと思います。

○建設部長（森田 進君） 何点かにわたって御質問いただいておりますので、自席から御答弁申し上げます。

まず下水道料金の増収というところでございますが、六十二年ベースというお話でございますけれど、たまたまこれからの一応新しい料金というようになりましますので、六十四年度の数字で申し上げますと、（「いいですよ」と呼ぶ者あり）一億八百万円の一応増収を見込んでございます。

それから、先ほど御答弁申し上げました各ランクごとの軒数でございますが、先ほど申し上げました、あと申し上げますと、五十立米を超えて百立米までの軒数については五百十九軒でございます。それから百立米を超えて二百立米以下の件については八十九軒でございます。それから二百立米を超えて五百立米以下の件については六十七軒でございます。五百立米を超えて千立米以下の分については二十七軒でございます。それから千立米を超えるものについては十五軒でございます。合計をいたしまして二万百九十軒になるかと思ひます。

五十立米以下の増収がどういふふうな形になるかと、そういうふうなことでございますが、五十立米以下の関係は、これは市民生活の生活排水という形になるかと思ひますが、合計で三千四百八十万円程度になるかと思ひます。それから基地の使用料に關係をいたしまして住宅扱いを事業者扱いにすべて直した場合、どのくらい差が生じるかと、そういうふうなことでございますが、これはまことに申しわけございませんが、六十三年の見込みの数字で一応申し上げますと、三千九百万円程度の数字になるかと思ひます。

それから基地の料金でございますが、これがこの改正された料金の中で現行の制度を使ってどの程度ふえるかというところでございますが、大体四千万円を若干超えるぐらいに一応ふえてくると、そのように一応見込んでございます。以上でございます。

○十一番（松山 清君） はい、どうも。それで、もうちょっと詳しくお聞きしたいんですが、その千立米以上が十五軒あるわけですが、ここの部分についてはあれですか、もうちょっと細かい形ではなかったら教えていただきたいんです。千から二千とか、二千から三千とか、そういう点ではお手元に数字はないですか、もっと大ざっぱな数字でもいいんですが、基地の一番大口とその他もろもろあるわけですが、そのところをひとつ、もうひとつこの十五軒の内訳が分類できればひとつお願いしたいと思ひます。

それから、さっき基地との關係で、いわゆる六十二年度分を出していただければ六十二年度の決算の金額がわかるので、いわゆる三千二百万がどれだけでもサービス分が広がるかというのは出るんですが、六十三年度分で推計されましたので、いわゆる六十三年度分につきまして料金改定前の金額ですね、大口、小口の、それから料金改定後の大口、小口の金額、その差がないとわからないわけで、そのところをひとつ教えていただきたいと思います。六十三年度はわかったんですが……。

○建設部長（森田 進君） 大変恐縮でございますけれど、第一点目の質問の千立米を超える利用者十五軒のその内容については、ちょっと今手元に資料がございませんで……（「いいです」と呼ぶ者あり）ただ毎月の排出量としては平均七千四百立米ぐらいの数字になるかと思ひます。

それからもう一つ、六十三年度現行料金でいった場合に、基地の住宅料金の差がどのくらいあるのかということでございますが、これも六十二年度の決算の数字とは同じでございますまして三千二百万円程度でございます。以上でございます。

○十一番（松山 清君） それじゃあ、その千立米以上の十五軒につきましては、これは今出なくても、いずれにしても建設委員会でそういう質問が出るかと思うんですが、ぜひもうちょっとランクを分けた形でひとつわかるように報告なり、その場でしていただくか、そういうことをしていただければ私も知ることができますので、それはひとつお願いしたいんですが、よろしいでしょうか。いわゆる千立米以上の十五軒をさらに分類した軒数ですね、ひとつその点について、建設委員会で質問が出ればすぐわかるように、できれば——できると思ひます、そんなのは。そのことをひとつ……。

それから、結局今まで私はよく言っているのは、六十二年度ベースでも六十三年度ベースでも同じように、大口、小口のいわゆる基地の扱いの差は三千二百万だと、さらにこれが料金改定することによって三千九百万ですから七百万、形としてはこの部分では開く、ふえるわけですね、サービス分が。確かに一方で大口料金の一立米が百九十円になりますから、基地の支払うべき下水道料金は四千万円はふえますよ。これは、そんなのは当たり前のこと、当たり前のことなんです、一般家庭だってふえているわけですから、これはもう当然のことなんです。これは当然のことなんです、それは、四千万円ふえるというのは。当たり前。

しかし、その一方でその裏で三千九百万、三千二百万から七百万もいわゆる大口、小口という扱いをすれば、そういうシステムをとればサービス分がふえるわけですよ。これがやっぱり問題なんです。仮にこれをやめてもらいたい。一般家庭に及ぼす金額は三千四百八十万円というじゃありませんか。おつりがきちゃうでしょう、いただければ。いわゆる下水道使用料条例二条二項というものの、あの何だかわけがわからんような文章になっていますけれども、ああいうものをすばり削除するだけで一般家庭は値上げをしなくても済んじやうじゃないですか。値上げすると

ころか五百万も余分に市に入るじゃないですか。

私は市にお金が入ることを提案しているんですよ。何でも市にお金が入ることを取り上げないんですか。新しくお金をかせなんて私は言っているんじゃないんですよ。だから皆さんは、そういう点では、やはり取ることをちゃんとしたところから取りなさい、取れるところから。たとえばアメリカ軍だって、市の下水道使用料条例に従うと言っているわけですから、あの二条二項削減すれば、黙っていたって三千九百万お金が入ってくるわけでしょう。一般家庭の値上げなんかしなくたっていいわけでしょう。大体もともと提案理由そのものが一般家庭のことなんか考えてない、上級官庁の指示、そういうことを中心にした値上げじゃないですか、とんでもない話です。

そういう点は建設委員会でいろいろさらに審議されると思いますけれども、この辺にこの場合、とどめておきますけれども……。

○副議長（宮沢良一君） 以上で質疑を終わります。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第七十二号は、建設委員会に付託したいと思いますが、御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○副議長（宮沢良一君） 御異議なしと認めます。よって議案第七十二号は、建設委員会に付託することに決定いたしました。

~~~~~

○副議長（宮沢良一君） 日程第十二議案第七十九号福生市の一般職の職員の昭和六十三年十二月期期末手当の支給割合を定める条例を議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

（助役 浅見裕康君登壇）

○助役（浅見裕康君） 御指名をいただきましたので、議案第七十九号福生市の一般職の職員の昭和六十三年十二月期期末手当の支給割合を定める条例につきまして提案理由とその内容を説明申し上げます。

提案理由としましては、御案内のとおり一般職の職員の給与条例におきまして、支給割合につきましては条例で別に定めるといように規定をされておりまして、本条例を御提案申し上げるものでございます。

内容といたしましては、期末手当の支給割合でございますけれども、十二月期の期末手当につきましては百分の百九十六と定めようとするものでございます。なお、これに規定条例の勤勉手当の率、百分の六十が加わりますので、十二月期におきます期末勤勉手当の支給割合は百分の二百五十六と相なります。なお、算定基礎となります金額につきましてはちなみに申し上げますけれども、職員一人平均が三十一万四千九十七円ということになりまして、これに百分の二百五十六を掛けますと一人平均の実質支給額が八万四千八十九円と、こういうふうに相なるわけでございます。

なお、条例は、公布の日から施行するつもりでございます。

なお、これに伴います予算措置等につきましては若干先食いを申しわけないけれど、させていただきます、次の議会に補正予算の提案を申し上げますと、かように考えております。

以上、まことに雑駁でございましたけれども、議案第七十九号の説明にかえさせていただきます。

○副議長（宮沢良一君） 以上で提案理由の説明は終わりました。

これより本案に対する質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○副議長（宮沢良一君） 以上で質疑を終わります。

これより議案第七十九号について採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○副議長（宮沢良一君） 御異議なしと認めます。よって議案第七十九号は、原案のとおり可決されました。

○副議長（宮沢良一君） 日程第十三議案第七十三号狭山火葬場組合規約の一部を変更する規約についてを議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

（市民部長 小野光朗君登壇）

○市民部長（小野光朗君） 御指名をいただきましたので、議案第七十三号狭山火葬場組合規約の一部を変更する規約につきまして提案理由を申し上げます。

二市二町をもって組織いたします「狭山火葬場組合」の名称を、瑞穂町に所在することから「瑞穂斎場組合」と変更することになり、地方自治法第二百八十六条の規定によりまして提案いたします。

次に内容につきましてでございますけれども、第一条中「狭山火葬場組合」を「瑞穂斎場組合」に改めようとするものでございます。

第二条中「この組合」を「組合」に改めようとするものでございます。

それから第三条中「この組合は火葬場」を「組合は火葬場施設等」に改めるものでございます。

第四条、第十条、十一条、十二条、十三条並びに十四条の「この組合」を「組合」に改めるということにつきましては、用語、条文の整備でございます。

附則といたしまして、この規約は、自治大臣の許可のあった日から施行するというものでございます。

大変雑駁な説明でございますけれども、よろしく慎重御審議いただきまして御可決いただきますようお願い申し上げます。

○副議長（宮沢良一君） 以上で提案理由の説明は終わりました。

これより本案に対する質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○副議長（宮沢良一君） 以上で質疑を終わります。

これより議案第七十三号について採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○副議長（宮沢良一君） 御異議なしと認めます。よって議案第七十三号は、原案のとおり可決されました。

○副議長（宮沢良一君） 二時まで休憩いたします。

午後一時五十二分 休憩

午後二時 開議

○副議長（宮沢良一君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第十四議案第七十四号昭和六十三年度福生市一般会計補正予算（第三号）を議題といたします。
本案について提案理由の説明を求めます。

（企画財政部長 内田和雄君登壇）

○企画財政部長（内田和雄君） 御指名をいただきましたので、議案第七十四号昭和六十三年度福生市一般会計補正予算（第三号）につきまして、提案理由と内容について御説明申し上げます。

今回の補正は、歳入において税国有提供施設等所在市町村助成交付金等の増額、地方交付税の確定に伴う減額、国庫支出金において生活保護費負担金の減額等、歳出においては扶助費の減額や事業の終了、確定に伴う減額、また牛浜駅前公衆便所改良工事等の新たに発生した事業、変化等に伴うもの及び今後の財政需要に対応する都市施設整備基金に積み立てすることなどが主なものでございます。

一ページをお開きいただきたいと思いますが、第一条におきまして、既決予算額に歳入歳出それぞれ七百四十五万八千円を追加し、歳入歳出それぞれ百三十九億二千二百三十五万一千円と定めようとするものでございます。

二ページをお開きいただきたいと思います。第一表歳入歳出予算補正でございますが、まず歳入について御説明申し上げます。

市税におきまして一億一千万円の追加でございますが、これは法人税の調定増によるものでございます。

次に国有提供施設等所在市町村助成交付金の一千二百六十三万円の追加は、交付額の決定に伴うもので、国有提供施設等所在市町村助成交付金一千四百四万四千元と施設等所在市町村調整交付金二百十八万六千元の合算額でございます。

次に地方交付税で九千三百四十四万二千元の減額は、普通交付税の減額でございます。これは基準財政収入額の伸びが高く減額となったものでございます。

次に分担金及び負担金の一千六十四万七千元の減額は、児童数の減と階層区分の変更によるものでございます。次に使用料及び手数料の百七十五万五千円の減額は、市営プール使用料で本年は雨が多く入場者が少なくなったことによるものでございます。

次に国庫支出金において国庫負担金の二千七百十八万三千円の減額は、身体障害者施設援護措置費負担金八十一万七千元の増と生活保護費負担金の対象の減による二千八百万円の減との相殺額でございます。国庫補助金の六百五十七万一千円の追加は、高齢者事業団の補助対象経費の増に伴う五百九万九千円の追加と特定防衛施設周辺整備調整交付金の増百四十七万二千元の合算額でございます。

次に都支出金の五百二十四万四千円の追加は、私立幼稚園等園児保護者負担軽減事業費補助金の単価の改正に伴う二百十八万四千円の増と移管保育所運営費補助金の二百八十四万円の増との合算額でございます。

次に諸収入でございますが、六百二十一万円の追加は、管外受託児分保育所措置費の百九十七万六千元と福生駅自由橋改良工事の精算還付金二百九十八万五千元、駅舎等機能補償料精算還付金百二十四万九千円の合算額でございます。

以上が歳入で、歳入補正総額七百四十五万八千元を追加し、歳入予算総額百三十九億二千二百三十五万一千円と定めようとするものでございます。

次に歳出について御説明申し上げます。

総務費の総務管理費の一千五十三万二千元の追加は、一般管理費において退職手当組合負担金八百五十三万円の追加と、広報費において、わたしの便利帳作成委託料の契約差金の八十六万一千円の減、財政管理費において地方債協

会負担金十万円の追加、交通安全対策費において交通安全推進委員に対する消耗品四十五万五千円の追加、さらに諸費において私立幼稚園児保護者負担軽減補助金の単価改正に伴う二百十八万四千円の追加と、幼稚園類似幼児施設保護者負担軽減補助金十二万四千円との合算額でございます。

次に民生費の社会福祉費の七百五十一万七千元の追加は、社会福祉総務費において在宅福祉活動事業補助金の増百六十三万二千元と、心身障害者福祉費において対象人員の増による身体障害者施設援護措置費百六十三万二千元の増と、家庭奉仕事業扶助費八十七万七千元の増、ひまわり共同作業所に対する市の単価補助金百万円、老人福祉費において歳入に伴う財源振りかえ、老人医療費において老人保健医療特別会計への繰出金二百三十七万六千円の合算額でございます。

次に児童福祉費でございますが、六百十九万五千円の減額は、児童措置費において歳入に伴う財源振りかえと、市立保育園において移管保育園運営委託料六百十九万五千円の減額分でございます。

次に生活保護費において四千万円の減額は、医療扶助費の減額分でございます。

次に衛生費の清掃費百二十九万二千元の追加は、清掃総務費において牛浜駅前公衆便所の改良工事費四百十万円の追加と、塵芥処理費において光熱水費の減額分二百八十八万八千円の相殺額でございます。

次に土木費の道路橋りょう費の四百八十二万円の追加は、下の川改修工事の道路分負担金でございます。

次に都市計画費の一千二百万円の減額は、熊川土地区画整理事業の委託料の減で、当初予算において都市計画決定までを予定しておりましたが、説明会程度となったためでございます。

次に教育費の小学校費八百八十万円の減額と中学校費五百二十七万二千元の減額は、機械室の石綿除去事業費の精算による減額でございます。

次に保健体育費の二百三十万七千元の減額は、市営プールの光熱水費でございます。雨の日が多く水道料等が少なくなったための精算による減でございます。

次に公債費で七百六十四万四千円の減額は、当初予算において六十二年度債の利子を一年間分計上しておりますが、五月に借り入れたこと等によるものでございます。

次に諸支出金の基金費におきまして一億円の追加は、都市施設整備基金への積立金でございます。これにより基金